

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…………… 取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの…………… 取得価額

取得価額が不明なもの…………… 再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産…………… 取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの…………… 取得価額

取得価額が不明なもの…………… 再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 子会社・関連会社株式…………… 取得価額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

② その他有価証券

ア 市場価格のあるもの…………… 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの…………… 取得価額（又は償却原価法）

ただし、時価又は実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

③ 出資金…………… 出資金額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年 ～ 50年

工作物 2年 ～ 60年

物品 2年 ～ 24年

② 無形固定資産…………… 定額法

ソフトウェア 5年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

④ 退職手当引当金

退職手当債務から徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から、既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち東みよし町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

⑤ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得価額又は再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

住民課三好担当が総合窓口課へ格上げ

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
吉野川オアシス株式会社	-	58,344千円	-	58,344千円
計	-	58,344千円	-	58,344千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	8.9%
将来負担比率	-

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（地方自治法第213条） 370,311千円

⑥ 債務負担行為に関する当年度以降の支出予定額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

令和5年度 (単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	そ の 他	
道路照明灯LED化事業	65,807	平成30年度～ 令和4年度	33,180	令和5年度～ 令和9年度	32,627				32,627
県営畑地帯総合土地改良 事業吉野川北岸地区(第2 期)三好工区の中のかんが い工事の地元負担金		当該工事に係る地元負担 金のうち当町で負担する額 の総額	昭和59年度～ 令和4年度	546,401	令和5年度～ 令和7年度	5,466			5,466
基幹系システムクラウド化事 業	439,956	令和2年度～ 令和4年度	100,977	令和5年度～ 令和12年度	193,008				193,008
吉野川オアシス株式会社の 事業資金借入に対する損 失補償	60,000	令和3年度～ 令和4年度	0	令和5年度～ 令和11年度	60,000				60,000
三加茂庁舎空調サービス 方式化事業	270,000	令和3年度～ 令和4年度	5,940	令和5年度～ 令和18年度	225,720				225,720
情報配信システム整備事業	380,000	令和4年度	107,965	令和5年度	172,000		158,800		13,200
徳島地方裁判所令和4年 (行ウ)第16号損害賠償請 求事件について訴訟代理 委任契約を締結すること		訴訟代理委任に伴う実費 及び弁護士報酬1,500千 円に同額の消費税及び地 方消費税	令和4年度	550	令和5年度～ 訴訟が終了した 日から3月後の 日の属する年度				委任契約に基 づく弁護士報酬 等費用

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産(一時的に賃貸借している場合を含む)」、
「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のい
ずれかに該当する資産のうち、令和5年度予算において、財産収入として措置されている資産。

イ 内訳

該当はありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 7,860,628千円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	5,240,243千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	997,752千円
将来負担額	10,863,563千円
充当可能基金額	7,224,228千円
特定財源見込額	0千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	7,860,628千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 409,150千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A: 歳入歳出決算書	10,065,062千円	9,569,984千円
B: 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	-	-
C: 繰越金に伴う差額	△856,875千円	-
D: 資金収支計算書(D=A+B+C)	9,208,186千円	9,569,984千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	951,616千円
投資活動収入の国県等補助金収入	93,182千円
投資活動収入のその他の収入	3,885千円
減価償却費	△1,168,689千円
未収債権、未払債務等の増減額	19,566千円
徴収不能引当金増減額	350千円
損失補償等引当金増減額	1,080千円
賞与等引当金増減額	△13,310千円
退職手当引当金増減額	19,598千円
資産除売却損益	108千円
有価証券の償却原価法	264千円
純資産変動計算書の本年度差額	△92,349千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500,000千円
一時借入金に係る利子額	該当はありません。